

【暴力団排除条項の導入に伴う預金規定等の改定のお知らせ】

当金庫では、政府が平成19年6月に策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止する為の指針」等を踏まえ、平成22年11月1日より、普通預金規定等の預金規定および貸金庫規定を改定し「暴力団排除条項」を導入し、新規定の適用を開始することとしました。

暴力団排除条項とは、預金者等が暴力団等の反社会的勢力であることが判明した場合等に、当金庫の判断により契約を解約させていただくことを定めたものです。

改定後の新規定は、改定以前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。なお、規定改定後は、普通預金等の預金関係および貸金庫の新規取引お申込み時に、お客さまが反社会的勢力でないこと等の表明・確約をお願いします。本表明・確約をいただけない場合は、お取引をお断りします。

当金庫では、政府指針などの趣旨を踏まえ、反社会的勢力との関係遮断のための取組みを積極的に推進してまいりますので、お客さまにおかれましては、この取組みの趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

一関信用金庫